

## 児童手当・特例給付 認定請求書

東佐野市長 岩

		提出年月日		※受付確認年月日	
		合和		合和	
請 求 者	① (ふりがな) 氏名 (法人名等)	②性別 男・女	③生年 月日	明治・大正 昭和・平成	④職業 ア、被用者 イ、被用者等でない者 ウ、被用者等でない者
	⑤住所 (法人の主たる事 務所の所在地)	-			⑥配偶者 の有無
被 用 者	⑦個人 番号	電話	( 支店名 銀行 支店コード (3ケタ) 金庫 有租 賃貸 旅館	⑧個人 番号	⑨口座番号 口座名義
	(上欄と異なる場合は記入してください)				
配偶者等	⑩職業 氏名	⑪被用者 の有無 (勤務先: )	⑫個人 番号	⑬扶養 者数	⑭扶養 者数
	⑮海外留学をしている 場合の出発年月		⑯住所	⑰監護の 有無	⑱生計 関係
見 當	平成 合和	平成 合和	平成 合和	有・無 親持	同一 ・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
	平成 合和	平成 合和	平成 合和	有・無 親持	同一 ・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
⑳請求者 の加入している 公的年金制度の種別	平成 合和	平成 合和	平成 合和	有・無 親持	同一 ・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
	ア、厚生年金保険 イ、国民年金 ウ、その他( )		㉑請求者の扶養親 族等及び見當の數 (うち70歳以上の同生計扶養者及び 老人扶養親の合計数)	㉒認定 却下	㉓支給開始年月 年月日
		㉕年分所得額 (請求者) (配偶者)	㉖年分所得額 (配偶者)	㉗合和	㉘合和
合 計		年分 所得 の合 計 額	控 除	控 除	控 除
		うち見當手当法施行令第3条第1項による控除 被用者扶養手当等を算する 場合は控除額(1割100/6000)		(一律控除額) 80,000[円]	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 中学生分 円 計
※ 客 体		⑳見當の手当をよく読みながら記入してください。 ※日の欄は、記入しないでください。字は、墨書き(かしこしょ)ではっきり書いてください。		80,000[円]	[円]
※ 客 体				[円]	[円]

## 注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑥の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を上欄に記入してください。
- 3 また、請求者が個人であり、本年（1月から5年までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 4 ②、③、④、⑤、⑨、⑩及び⑪の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 5 ⑨、⑩、⑪及び⑫の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくする）または生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。
- 6 ⑬の欄は、請求者が個人である場合は記入してください。なお、配偶者には、児童を扶養した当該婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含みます。
- 7 ⑭の欄は、請求者が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5年までの月分については、前年をいいます。）1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 8 ⑯の欄は、「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を扶養した当該婚姻の届出をしている場合は、⑬の「海外留学をしている場合の出団年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 9 ⑰の「生計関係」の欄は、次によつて記入してください。
- ア 「同一」は、児童が請求者が父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
- イ 「離婚」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 9 ⑱の欄は、⑬の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
- ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
- イ 「ア」を○で囲んだ場合は、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの方が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 10 ⑲の欄は、市町村民税又は特別区民税における同一計画配偶者及び扶養親族の合計数を、また「[ ]」内には、このうち70歳以上の同一計画配偶者及び扶養親族の合計数を記入してください。
- なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があつた場合は、その数を記入してください。
- 11 ⑳の欄は、請求者及び配偶者の前年（1月から5年までの月分については、前年をいいます。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額（所得稅法に規定する給与所得又は雑所得（公的年金等に係るものに限ります。）を有する場合は、当該所得金額の合計額から10万円を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とします。）と公的年金等所得以外の雑所得とを合算した額を給与所得の金額及び雑所得の金額として計算した額）、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入して下さい。
- なお、市町村民税又は特別区民税で雑掛控除、医療費控除、小規模企業等掛金控除、障害者控除、妻婦控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それの額を更に控除した額を記入して下さい。
- 12 この請求書には、次の書類を添えて提出して下さい。なお、当該書類により説明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によつて記載することができるときは、当該書類は省略することができます。以下同様です。児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合は、その統柄が記載されたものと別居する場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として国外に居住していることと別居していることを明らかにすることができる書類
- ア 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- イ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- ウ 請求者が未成長の子供である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- エ オ 請求者が父母指定者である場合は、父とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類
- カ キ 請求者が父母指定者でない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- ア 請求者が父母指定者又は配偶者が本年（1月から5年までの月分については、前年をいいます。）の所得についての市町村民税又は特別区民税における同一計画配偶者及び扶養親族の「10」の後段に該当する児童がある場合は、その事実を明らかにすることができる書類
- イ 請求者が父母指定者又は配偶者が本年（1月から5年までの月分については、前年をいいます。）の所得についての市町村民税又は特別区民税における同一計画配偶者及び扶養親族の「10」の後段に該当する児童がある場合は、その事実を明らかにすることができる書類
- コ ⑳の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

## 備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。